

ふくし TIME'S

<http://www.knsyk.jp>

福祉タイムズ



ともしび運動

12

2010 No.709



食事で人の生活を支えたい

(写真・菊地信夫)

簡易宿泊所が建ち並ぶ横浜市中区寿町で、家庭料理を意識した定食を、300円から450円と手頃な価格で提供している「さなぎの食堂」((N) さなぎ達が運営)。

土谷伊麻里さんは、ホテルのシェフをしていた8年前、やりがいを見つけないと調理ボランティアとしてかかわったのちに、思い切って転職。今では店長として、食材の仕入から調理まで切り盛りする。

経営は厳しいが、日雇い労働をされている方やホームレス状態にある方も気軽に利用できることを優先している。「大事なことは、お客さんにお店での人のつながりから、社会とのつながりを感じてもらおうこと。心の糧となる食事で生活を支えていきたい」と笑顔で語ってくれた。

CONTENTS

特集

判断能力が不十分な方が地域で安心して暮らせるために…2

NEWS & TOPICS ……4

年末たすけあい運動実施中！ほか

FOCUS「利用者本位を地域で支える」 ……5

でかけてみませんか ……6

連載

社会的ケアの広がり～個人と家族を支える～第9回…8

県社協のひろば

身近な地域で多文化共生社会の広がりを
～第4回地域福祉推進セミナー開催…10

かながわHOT情報

上新地区社会福祉協議会（横浜市保土ケ谷区）…12

判断能力が不十分な方が地域で安心して暮らせるために

～かながわ成年後見推進センターの取り組みと課題～

今、認知症や障害のために判断能力が不十分な人たちが、不利益な契約を強要されたり、財産をだまし取られるといった被害が多発しています。権利擁護のために成年後見を推進する目的として、本年4月、神奈川県の新規事業として本会に設置された、かながわ成年後見推進センターの取り組みから、障害のある方や高齢者を権利侵害から守るための現状と課題について取り上げます。

本人の権利を守る成年後見制度

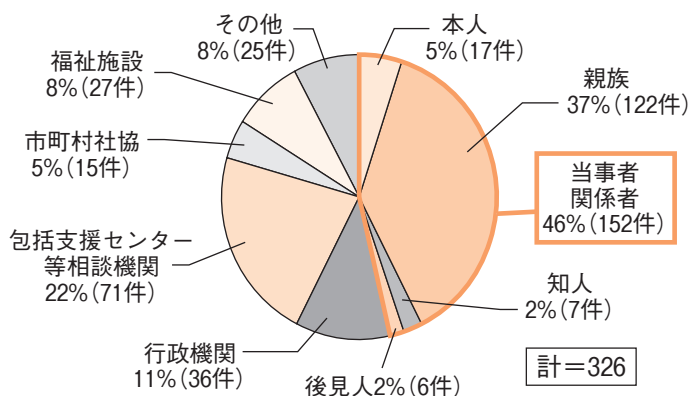
誰もが年をとっても、また障害があっても、住み慣れた町で安心して暮らしたいと願う一方、自身自身の晩年や、障害のある家族の行く末に不安を抱えています。それは身体や介護、生活のことと同時に、「判断能力が衰えて、財産を守ったり管理したり、いろいろな契約手続きをすることが出来なくなったりするとき、どうしたらいいのか」「自分にとって不利益な契約を分らないままにしてしまわないか、自分の利益を、誰が主張してくれるのか」という不安です。

かながわ成年後見推進センター（以下、「推進センター」）に寄せられる成年後見相談には、県民からの一般相談のほか、市町村行政の担当者や地域の相談機関（地域包括支援センター・障害者相談事業所等）の関係者、親族後見人からの相談があります（平成二十二年四月から十月末の新規相談件数は三百二十六件。内訳は下図参照）。相談内容は、「訪問販売により

詐欺の被害が繰り返されている」「親族や支援者など身近な人から、高齢者の大切な年金収入や財産をだまし取られる」といった深刻な内容があります。同居の息子や兄弟に年金を取り上げられてしまい、必要な福祉サービスも受けられず、電気も止められてしまい、途方に暮れる高齢のご夫婦を民生委員や地域包括支援センターの職員が気づき、成年後見制度などの検討をすすめるなどです。

障害のある方や高齢者が置かれがちな「介護を受ける」「情報を得にくい」「個人情報を知られやすい」「孤立しやすい」「訴えることが難しい」などの立場に付け込む行為であり、深刻な事態を招いています。成年後見制度は、認知症や精神障害、知的障害など判断能力が不十分な人の権利侵害に対処し、福祉や生活に不可欠な契約や財産管理を支援するために、代理権や同意権、取消権という法的手段をもつ人（成年後見人等）を選び、本

図：成年後見制度相談 新規相談件数（平成22年4月～10月）



制度の活用における課題

人の判断能力を補完し、法的に守り支える制度です。

地域の家族会や当事者の会、相談機関、福祉施設などへの出張説明会や相談会を実施（十月末までに三十六件の申し込み）してきた中で、家族や福祉施設の成年後見

制度に対する積極的な意欲が感じられます。

しかし、「必要性を感じない」「親が元気なうちはいい」「兄弟がいるので必要ない」「手続きが煩雑」「後見人になった後の、報告書作成が負担」「後見人が信用できない」「後見人の費用が出せない」「親族間の調整が難しい」などの声もありました。

こうしたことから、①正しい制度の理解を進めるための身近な相談体制づくり、②市町村による成年後見利用支援事業など費用負担の軽減策の充実、③地域生活や身上監護、見守り活動など、きめ細かな後見活動を担う法人による受任、④首長申立ての促進や親族申立支援機関の必要性が課題となっています。

また、行政や地域の取り組みから、地域の格差が徐々に広がっていることも大きな課題です。

本人が地域で安心して暮らし続けるために

推進センターでは、地域において、市町村社協が担うべき成年後

見制度に関する役割や体制整備について、「市町村社協成年後見推進委員会」を設置しました。現在、市町村社協による法人後見事業の支援方策、人材育成、業務のためのマニュアル作りを進めています。

市町村社協は、日常生活自立支援事業との連携した支援、市町村行政や地域の福祉団体とのネットワークをもつ組織、法人としての安定性、継続性、信頼性を備えた組織として、弁護士、司法書士などでは担えない、身寄りがなく、地域に根差した、身上監護を中心に支援を必要としている人たちにとって、地域のセーフティネットとしての役割が期待されています。それぞれの市町村社協ごとに、①実施体制（予算・質・人員）の整備、②後見受任経験者の雇用など人材の確保、③法人後見事業の平準化など業務と質の確保、④成年後見関連団体との連携づくりなどが重要な課題となっています。

推進センターは、それぞれの個別性・地域性を踏まえた課題を捉えながら法人後見受任等の支援を取り組んでいきます。

また、本県では、成年後見活動に関する市民の多様な活動が広がりつつあります。障害者施設や地域の家族会が主体となってNPO法人を設立し、法人後見人として自ら担おうという活動や地域の市民オンブズマンによる地域型後見の団体の活動が挙げられます。こうした市民や当事者の活動とも連携をとり、ご本人にとってよりよい成年後見制度の推進を目指しています。

身近な地域で権利擁護の広がり

「妻には認知症があり、生活は

いつも私が見守ってきました。健康診断で私の身体に異常が見つかりました。私が死んでしまったり、私自身が認知症となった場合、妻の生活や手続きのこと、財産管理など妻の将来が心配でなりません」「自分は一人暮らしをしているが、誰が認知症に気付いてくれるのか」こうした問いかけに、地域としてどう応えることができるか課題となっています。

権利侵害に気付いた経緯の多く

は、民生委員、地域包括支援センターや行政、次いで後見人、家族や親族によるものです。成年後見制度によって解決または解決のめどが付くことも少なくありません。安心して暮らしていくためには、どのような対策が必要なのでしょう。か。「無縁社会」が話題となっていますが、家族という縁に代わり、地域の縁、福祉の縁、後見人との出会いも一つの縁ではないでしょうか。こうした人と人を結びつける地域づくりとともに、他者を受け入れ、共に生きる気持ちを育む力が住民個々人にも求められています。

推進センターでは、地域の中に成年後見推進機関をつくり基盤整備をしっかりと進めていくことを目指しています。また、地域の中で、成年後見の推進に関して、行政、市町村社協、NPO、関連団体、相談機関との連携をつくること、市町村申立促進のための専門的助言の提供、親族後見人の支援を通じ、成年後見制度の普及を進めていきます。

(かながわ成年後見推進センター)



年末たすけあい運動実施中！

厚生労働省の告示を受けて、現在、全国一斉に六十四回目の「赤い羽根共同募金運動」が実施中ですが、十二月からは「年末たすけあい募金」も同時に展開されます。

赤い羽根共同募金は神奈川県を単位として、主に民間の社会福祉施設・団体を応援していますが、年末たすけあいは、当該市区町村の福祉を支えるための資金として全額活用されます。

運動当初の昭和二十八年から数年は、越年支援のために住民同士が、米やそばなどを持ち寄ってお互いを助け合う「一品持ち寄り運動」として行われていました。その後、大半がお金による寄付に様変わりしてきたため、昭和三十四年から共同募金運動の一環として行われるようになり、日々の生活支援が必要な人々を支えるための財源として主に活用されました。

時代の変遷とともに、一人暮らしのお年寄りにおせち料理を届けたら、病院への送迎サービスを提供する人たちの活動費にも充てられる

ようになり、近年では、地域ぐるみでボランティア活動を推進している団体、さらに障害者団体をはじめ、公的援助を受けにくい小規模な福祉団体の活動にも支援の輪を広げています。また、新たな取り組みとして、公募方式を積極的に取り入れる地域も増えてきました。

平成二十二年度の年末たすけあいの目標額は、三億九千七百九十五万円。「誰もが住み慣れた街で安心して暮らす」ために、地域ごとにさまざまな地域福祉事業が計画されています。

◇実施期間：平成22年12月1日(水)～31日(金)

◇寄付金受付窓口：共同募金会市区町村支会

◇寄付金・配分金の取り扱い：

支会で受け入れた寄付金は本会に送金され、その後、当該市区町村域の事業費として全額活用されます。

◇問合先：

県共同募金会

☎045-312-6339

皆さまの温かいご支援をお持ちしています。よろしく願いいたします。



ケアラー(介護者)支援フォーラム〜介護者を孤立から救うために

十一月二十一日、新宿で介護者支援を訴えるフォーラムが開催されました。ケアラーとは、介護、看病、療育、世話、気遣いなど、ケアの必要な家族や近親者などを無償でケアする人を指す英語で、今年六月には、(N)介護者サポートネットワークセンター・アラジン(以下、「アラジン」)など、高齢や障害といった分野を超えた介護者が集まり、「ケアラー(家族など無償の介護者)連盟」が設立されています。

日本福祉大学准教授の湯原悦子さんは、「介護殺人からみる家族介護者の実態」と題した報告で、「子の配偶者(多くは息子の嫁)が介護する例が減り、変わって男性介護者が増え、介護のために離職した人も十四万四千人(総務省調査)にのぼる。仕事を辞めざるを得ず、経済的に行き詰ってしまふ介護者が増えている。介護に行き詰って殺人や心中するケースの加害者は、がんばりすぎる夫とシングルのお息子が多く、これまでの介護とは異

なる支援が必要」と訴えました。

また、花巻市生活福祉部長寿福祉課長の内館桂さんは、花巻市での在宅介護者実態調査と訪問相談事業の経験を踏まえ、在宅介護者の支援に向けた対策は一市町村では限界があり、国レベルでの法整備が必要との認識を示しました。

ケアラー連盟共同代表の一人、牧野史子さん(アラジン理事長)は、「介護を必要とする人だけではなく、介護する人そのもの目に向けてほしい。介護する人にも、市民として生活を送る権利がある。そうした権利を守るために、介護者の実態を調査し、イギリスやフィンランドのように法制度に裏付けられた介護者支援を、国民的な運動のもとに実現していきたい」と語りました。



介護者を支援する法整備を訴えるケアラー連盟共同代表の牧野史子さん

(企画調整・情報提供担当)

本人本位のケアを共にすすめるために

ケアセンターりんどうの取り組み

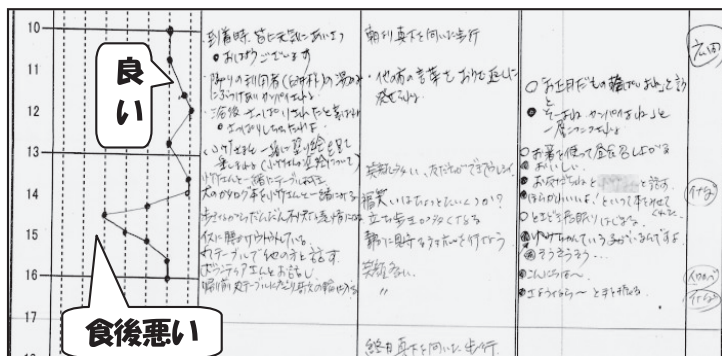
利用者本位を漠然とした目標で終わらせるのではなく、支援しているその人にとって何が大切かを、関係者で共有していくためには、どのような取り組みが必要なのでしょう。今号は、鎌倉市にある(福)鎌倉静養館「ケアセンターりんどう」(以下、「りんどう」)の稲田秀樹さんにお話を伺いました。

りんどうは、平成四年に設立された、主に認知症のある方を対象とする、定員二十名のデイサービスです。ケアをどうしてよいか悩んだときなど、どのようにケアすることが本人本位となるのかを考えるために、「認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式」を活用してきました。

例えば、介護拒否や暴言、暴力、昼夜逆転のある方の場合、下図のシートを活用しました。シートに

は、私(本人)の気分の変化と、その時の具体的な様子、その様子に影響を与えていると考えられる事、私(本人)の願いや支援してほしいことを記録します。ここでは、「本人の言ったこと」、「家族の言ったこと」、「ケア者が気付いたこと」を区別し、たとえば言葉になつていなくても、単語でも方言でも本人の言ったことは、そのまま記載します。

また、ポストイット(付せん)をさまざまな場所に置いて、気付いたことをすぐメモできるようにしています。取り組みを続ける中で、本人の状態が悪くなるのは、決まって食事をした後だということが分かりました。シートの情報を主治医と共有することで、薬の処方も変わりました。職員たちが本人の言葉を引き出す努力を粘り強く続け、ケアのヒントやアイデアを共有することで、本人の状態



センター方式D-4によるシート。●で記載されたのは私(本人)の言葉。家族や主治医と情報を共有し、その人らしいあり方を支えるためにどうしたら良いかを一緒に考えていく。センター方式は、認知症介護研究・研修東京センター ケアマネジメント推進室HP「いつでも」ネット <http://www.itsu-doko.net/> を参照

が落ち着き、笑顔が増え、ほかの利用者との交流も増えていきました。

「症状の原因や背景を探る中で、何が今の状況をつくっていると考えることが大切です。そして本人の事をもっと知ろう、もっと本人の思いに沿ったケアをしよう」という稲田さんの言葉は、認知症の方へのケアに限らない、とても大切な姿勢と感じました。

(企画調整・情報提供担当)

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 岡本誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

神奈川県福祉研究会

(税務・会計の専門家グループ)

- 理事 伊藤 正孝 ☎045-412-2110
- 同 桑江 郁男 ☎045-402-4433
- 同 辻村 祥造 ☎045-311-5162
- 同 西迫 一郎 ☎046-221-1328
- 同 林 雄一郎 ☎0466-26-3351
- 代表理事 八木 時雄 ☎042-773-9266

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



KKI ぎかんし印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒238-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700 ☎ FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1766 FAX045(780)1598
<http://www.kki.co.jp/>

相模鉄道線相模大塚駅から 「泉の森」へ散歩に行こう！ (大和市)

木の葉が木枯らしに舞う季節です。風が穏やかな好天の日には、親子でバードウォッチングを楽しんでみませんか。冬は木から葉が落ちて、緑茂った季節よりも野鳥の姿を見つけやすく、また、公園の池などには渡り鳥が飛来するので、身近な場所で気軽に観察ができます。今回は年間約50種の野鳥が生息する公園「泉の森」を紹介しましょう。

ベビーカーにやさしい相模大塚駅

最寄り駅は相鉄線相模大塚駅。ホームと改札階、改札階と出口をつなぐエレベーターがあり、ベビーカーでも安心して移動できます。改札階のトイレには、男女用共にベビーキープが設置。多目的トイレはベビーカーごとラクに入れる広さで、簡単に引き出せるユニバーサルシートを、オムツ替え用ベビーベッドとして利用できます。泉の森は北口から徒歩15分、ほかにも小田急線・相鉄線大和駅から、小田急線鶴間駅から徒歩25分で行けます。

野鳥が身近に感じられる自然公園

泉の森は面積約42ヘクタール。引地川の源である大和水源地を中心に「しらかし林」「山野草園」「湿生植物園」などが広がり、約450種の植物が生育しています。また、年間を通してカワセミ、カルガモ、コゲラなどの野鳥が見られ、冬には「しらかしの池」でコガモ、キンクロハジロ、ホシハジロなどを観察できます。園内の「大和市自然観察センター・しらかしのいえ」の2階には図書コーナーがあり、図鑑で鳥の名前や特徴を調べられるので、誰でもすぐに「野鳥博士」になれます。面白いのは、1階のキッズコーナーにある鳥のぬいぐるみ。本物とほぼ同じくらいの大きさや重さに作られており、手で持ってみるとそれら



手作りの鳥のぬいぐるみが並ぶキッズコーナー。野鳥の大きさと重さを感じてみよう

今月は ⇒ NPO法人

ままとんきつず がお伝えします！

1993年、子育て中のおかあさんが集まり、子育てタウン情報誌「ままとんきつず」を発行。子育てに関するメール相談、親子が集うサロン運営、各種講座の開催など、子育て支援活動を展開。2008年には「第2回かながわ子ども・子育て支援大賞」を受賞。情報誌・単行本の発行物は30冊を数え、一部は海外でも翻訳出版。最新刊「子育てしながら輝いて生きる0～6歳育児を楽しむママたちの声」が大好評。

〈連絡先〉川崎市多摩区菅田堤3-5-43

TEL/FAX: 044-945-8662

を実感することができます。ズメってこんなに小さいんだ、カルガモってこんなに重いんだなどと、子どもたちも驚くことでしょう。

催し物に参加するとより楽しい

バードウォッチングをもっと楽しみたい場合は、毎月第4日曜に行われる催し「泉の森 DE バードウォッチング」に参加するのがおすすめ。毎回テーマに沿ってボランティアスタッフとともに、園内を散策しながら野鳥を観察できます。泉の森では、ほかにも親子向けの催し「自然とあそぼう」や併設の「大和市郷土民家園」で、季節ごとに祭りや体験教室などが行われ、誰でも参加することができます。催しの予定や

申込方法は、泉の森ホームページをご覧ください。



しらかしの池には野鳥がいっぱい。園内はベビーカー不可の場所もあるが、主な場所は通行OK

インフォメーション

■泉の森

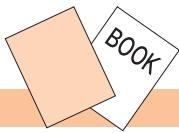
大和市自然観察センター・しらかしのいえ
大和市上草柳1728

電話 046-264-6633 9～17時 月曜休
(※月曜が祝祭日の際は、火曜休)

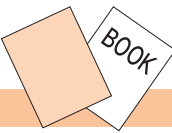
ホームページは「やまとナビ」で検索

<http://www.yamato-zaidan.or.jp/izumi>

◆ご意見・ご感想はkikaku@knsyk.jpまでお寄せください。



今月の福祉資料室



◆利用時間:月～金(第3金曜日、祝日、年末年始等を除く)の9時～17時
◆問合せ:☎045-311-8865

新着資料



- ★生活保護統計月報 平成22年10月分(横浜市健康福祉局生活福祉部保護課)
- ★調査季報Vol.167(横浜の政策力(横浜市都市経営局政策課))
- ★知的障害者の生涯学習支援(いつしよに学び、ともに生きる(オーブンカレッジ東京運営委員会編集、東京都社協))
- ★福祉施設におけるキャリアパス構築に向けて(福祉施設におけるキャリアパスおよび人材育成に関する調査研究報告書(東京都社協))
- ★証言・現代の性暴力とポルノ被害(研究と福祉の現場から(東京都社協))
- ★社会福祉協議会における成年後見制度への取組みに関する調査委員会報告書(岡山県社協)
- ★東京都における介護サービスの苦情相談白書 平成22年版(平成21年度実績(東京都国民健康保険団体連合会))
- ★障害児の親のメンタルヘルス支援マニュアル(子ども支援は親支援から(日本発達障害福祉連盟))
- ★キリスト教社会福祉学研究36号(日本キリスト教社会福祉学連盟)
- ★厚生労働白書 平成22年版(厚生労働省編、日経印刷)
- ★発達障害白書 2011年版(日本発達障害福祉連盟編、日本文化科学社)
- ★精神保健福祉白書 2011年版(精神保健福祉白書編集委員会編集、中央法規)
- ★いま、この日本の家族(絆のゆくえ(岩上真珠・鈴木岩吉・森謙二・渡辺秀樹著、弘文堂))

私のおすすめの1冊



「木を植えた人」

ジャン・ジオノ 著
原みち子 著訳

母子生活支援施設
カサ・デ・サンタマリア
施設長 宮下 慧子

この本との最初の出会いは20年前ですが、本棚で目に触れ手にする度に、長年の友のように、いつも心を温めてくれる存在なのです。主人公は、フランスのプロヴァンス地方の荒廃しきった丘陵地帯に、一人で木を植え続ける男性です。3年間で植えた10万個のどんぐりのうち、1万個しか育たないという現実の中で、誰にも知られず35年間植え続け、その働きから森林が生まれ、森は雨や雪を呼び、小川となって畑の作物を実らせ、ローマ時代に存在した村は新しい村として復活していきます。福祉にもつながるテーマ性と、叙情的な表現から想像力が膨らみ、心が満たされるのです。

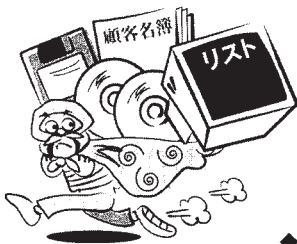


1989年10月刊
定価893円(税込)
こぐま社

※蔵書検索もご利用ください! <http://www.knsyk.jp/tosyo/>

しせつの損害補償 プラン①。施設の業務中事故賠償補償②

●ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>



個人情報漏えい対応補償

この補償制度では、施設利用者の個人情報を漏えいし、施設(法人)が法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合も含みます)の損害賠償金等を補償します。またこの補償は、社会福祉施設を運営する社会福祉法人のみを対象としています。

◆補償金額

	Aタイプ
第三者への損害賠償に関する補償*	3,000万円
ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償*	期間中 100万円
免責金額(自己負担額)	0円

◆年額保険料(掛金) 保険期間1年

法人で運営している施設定員数	Aタイプ
～50名	27,000円
51名～100名	34,000円
101名～150名	41,000円
151名～200名	48,000円
以降1名～50名増ごとに	4,000円

補償内容

- 第三者への損害賠償
- 弁護士費用等の訴訟費用
- ブランド価値のき損を防止・縮減するための費用

※介護老人保健施設、有料老人ホームおよび病院は補償対象となりませんので定員数には入りません。
※訪問介護など利用者の自宅で行う居宅サービスなどの利用人数や施設の職員数は合算する必要はありません。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記にお願いします

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(個人情報取扱事業者賠償責任保険)です。〈引受幹事保険会社〉株式会社損害保険ジャパン

* 第三者への損害賠償に関する補償およびブランド価値のき損を防止・縮減するための補償は、縮小してん補割合90%でお支払いします。〈SJ09-08939.2010/02/19〉

将来への思いを引き出したいくホームレス自立支援の取り組みから

これまで本連載では、核家族や単身世帯の増加などによる世帯構成の変化を背景に、さまざまな福祉的課題を抱える本人と家族をどのように支援していくかを軸に、社会的なケアの広がりについて取り上げてきました。

今号は、横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ（福神奈川県匡済会）を取材し、ホームレスの状態にある方への自立支援に向けた取り組みから、住むべき「家」を失い家族や地域から疎遠になりがちな方々を、社会的ケアとして支えていくために何が必要なのかを考えます。

幅広い年齢層のホームレスの存在

「ホームレス」という言葉からは、仕事や住居を失った人という印象を持つ人も多いのではないのでしょうか。ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法では、ホームレスの定義を、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」と定義しています。

平成二十二年の厚生労働省の全国調査では、本県のホームレス者は千八百十四人（男性千七百五十五、女性三十三、不明二十六）。

四十五歳未満と六十五歳以上の割合が増加傾向にあり、全体的に高齢化が進んでいる一方で、ホー

ムレスの若年化も懸念されています。この背景には、経済情勢の影響により、日雇労働などで仕事を得ることが難しくなっていることに加え、いわゆる「派遣切り」などにより、働く場だけでなく、住む場所も失ってしまった人の存在があると考えられます。

また、インターネットカフェなど、終日営業している場所を生活の場としている方は調査対象にはなりにくいことから、こうした方々を含めると、ホームレスの状態にある方の数はさらに多くなると思われる。

本県では、「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」に基づき、市町村や民間団体

等と連携・協働しながら、巡回相談事業や就労支援事業などの取り組みを進めています。県内ホームレスの約七割が生活する横浜市・川崎市においても、自立支援に向けた実施計画を策定し、取り組みを進めています。

自立の一步は生活の安定から

「ホームレス自立支援施設はまかぜ」（以下、「はまかぜ」）は、横浜市の指定事業所として平成十五年六月に開所しました。一時宿泊所として、ホームレスの状態にある方が利用できる期間は原則三十日間（最大六カ月利用可）。その間に、食事や衣類、日用品等を提供するとともに生活支援を行っ

ています。

主任の久保田浩明さんは「働きたいと思っても、長い野宿生活で医療機関にかかることができず、心身共に調子を崩されている方や、高齢のために働くことが難しい方が少なくありません。そうした方々の思いを汲みながら、まずは落ち着ける場所で、通院、服薬管理などの習慣を付けていただき、体調を回復してもらいます。体調の良しあしを問わず、自立の一步に向け、生活習慣を立て直していく支援を行っていくことは、はまかぜの大切な役割となっています」と話します。

人とのつながりが自立への鍵

働きたいという意欲のある方の思いに伝えるため、はまかぜでは、技能資格の取得に向けた支援や、ハローワークの相談員が施設内に常駐し、求人紹介を行うなどの就労援助を積極的に行っています。「厳しい社会の中で仕事を続けていくために、どのような生活をしていきたいのか、自分自身の将来像を持ってもらうことが大切だ

ホームレスの側から
伝えたいこと

相川 太郎さん(仮名)



私は、ホームレスとなって7年目になります。20歳頃までは出生地で過ごし、その後東京で長くトラックドライバーをしていました。50代の頃、体力の限界を感じ辞めてからは、さまざまな仕事をしてきました。土木系の人材派遣会社で、現場責任者である番頭役となりましたが、約束した給料がもらえず、仕事場を飛び出し、貯金もあったので車で観光地を転々とししました。お金も底をつきかけた時、トラックドライバー時代の同僚と今いる市で偶然出会い、彼がホームレスだったことがきっかけで、路上生活が始まりました。

木材で作った、雨露を凌げる程度の寝床での生活は、人の生活する場所とは言えません。仕事をしたくてもチャンスがありませんでした。

生活費は、資源ゴミ回収で得ます。アルミ缶1キロ約100円、回収日には30キロ集めないと食べることも難しいのです。経済不況時には業者の引き取り額が1キロ30円という時もありました。

生活保護を受ける権利はありますが、72歳の今でも足腰動き働くことができるうちは、利用するにも抵抗があります。

周囲にその土地の人はいなく、大都会から仕事を失った人が流れ着いて生活しています。人間は失敗したって良い。ただ、本人が立ち直れる支えが必要です。一匹の魚を与えるよりも、「魚の釣り方」を教えた方が、本人のためになると私は思います。

※(社)神奈川県社会福祉士のホームレス巡回相談を通じてご紹介いただき、聞き取りした内容を掲載しています。

と思っています。面接の際には、そうした思いを引き出しながら、働き方の選択肢を広げる工夫をし可能性を探っています。現在、はまかせには二十代から七十代まで幅広い利用者がいますが、若年層は社会経験が乏しいことから、人間関係の作り方や社会人としての基本的な生活の仕方などが身に付いていないことも多く、就労するまでの支援に特に配慮が必要となっています」そう話すのは、就労支援専従員の光永昭雄さん。

一方で、就労した後の課題もあると言葉を続けます。

「就労した段階で自立したとみなされ、退所しなければならぬため、支援者とのつながりも切れてしまいます。その後は、本人の自助努力で何とかしなければならぬというのが現状です。ホームレスとなったことを知られたくないという気持ちなどから、家族との関係や、それまで持っていた地縁関係なども途切れてしまっていることが多く、頼れる相手もない状況です。また、環境の変化による戸惑いを抱えながらの生活によって、就職できたのに早期退職してしまい、行方が分からなくなってしまう方もいます」

尊厳を守り孤立を防ぐために

仕事を得るだけでなく、その後の自立をどう定着させていくか。はまかせでは、この課題の解決に向けた取り組みを行っています。「退所した利用者」と定期的に連絡を取り合うことや、OB会の企画を検討するなど、つながりづくりを意識しています。こうしたつながりを持てる場を、社会の中に広げていく必要がある」と久保田さんは結んでくれました。

取り組みを通して見えてきたのは、家族や職場、社会のいずれにも属することができない厳しい状況の中にあっても、懸命に生きようとする人がいること。また、制度やサービスなどの社会資源がいまだ十分でない中にあっても、一人ひとりの人生を見据えた「自立」の有り様を大切にし、懸命に支援にあたる関係者の方々の存在があるということでした。

雇用や働き方だけでなく、人が互いに尊び合い、支え合う人間関係をどう再生していくか。関係者やNPOなどによる活動だけでなく、広く社会全体で解決を目指すべき課題として考えていく必要があるのではないのでしょうか。

(企画調整・情報提供担当)

身近な地域で多文化共生社会の 広がりをもく「第四回地域福祉推 進を考えるセミナー」開催

「日常生活圏における多文化共生社会の形成と実践」地域で共に生活するために」をテーマとし、本県における「外国につながる人々（※）」の課題や支援等の実践を伺う機会として、本会地域生活施設協議会・更生福祉施設協議会の共催により、標記セミナーを十一月十二日に開催しました。民生委員児童委員、保護司、福祉関係機関のほか、NPO団体等に幅広く呼びかけ、当日は百七十名の参加がありました。

基調講演として「共に地域で生活するためには」多文化ソーシャルワーカーの視点から」と題し、(N)MICKかながわ理事長の鶴田光子さんに登壇いただきました。その中で、日本での外国につながる人々の生活上の課題は、国際法から医療の問題まで多岐に渡りますが、福祉専門職の支援対象として、外国につながる人々を視野に入れない現状を踏まえ、まず住民

一人ひとりが、「知る・慣れる」ことから始め、「地域の人材」「よき隣人」と



鶴田光子さん

してかかわる環境をつくっていくことが大切だと伝えられました。次に基調講演を受け、四名の方から実践活動事例を報告いただきました。

横浜市泉区にあるYMCAいずみ保育園の島田真理さんからは、外国につながる人々が同じ場所に当たり前にいる事で、周りの親の理解にもつながる、と報告がありました。また、同保育園スタッフでペルー国籍の松井リリアさんは、「スタッフから一人の『人』として受け入れられていると感じる。子どもや保護者が、外国人であってもなくても、まず相手のことを知り、その人が必要な支援を行う事が大切」と話されました。大和市民生委員児童委員協議会の芳賀久子さんからは、外国籍住民が多い、いちょう団地において、学校・地域・行政と共に行う、ふれあい食事会や、団地内での問題

に対し、話し合いで解決してきた経緯などが発表されました。

外国人市民の生活・学習支援に取り組み、川崎市ふれあい館の三浦知人さんは、「今までのかわりの中で、せつかく高校に夢を持って入学しても、

学習を含めた、ちよつとした生活上の困り事が深い悩みとなり、その夢をあきらめてしまう方も少なくな。そうならないために、地域社会で、年齢や国籍などに捉われない小さな仲間づくりを進めていく事が大切」と提言されました。



それぞれの報告者から、多文化共生に向けた実践活動が伝えられた

いの力を出し合いながら共に暮らすことのできる社会を目指す事は、日本という国を豊かにする事にもつながる」と結ばれました。

参加者のアンケートからは、「自分の地域で見えづらくなりがちな外国につながる人々について心配になった。情報収集から始めていきたい」「多文化共生を大げさな事ではなく、普段の生活でできる事からしたい」「今後はあいさつだけでも声をかけ、共に楽しめる社会にしたい」などの声が寄せられました。

地域生活施設協議会の岸川洋治会長は、「協議会として、県や関係機関と連携した、情報提供や環境を整備していくこと。また、各施設での見学やボランティア受け入れによるつながりを作るなど、今回の気付きを生かした活動を、継続して取り組める仕組み作りを行っていきたい」と今後の方向性を示されました。

※外国籍の人だけでなく、日本国籍でも異なる言語と文化で暮らしてきた人々を含め、「外国につながる人々」と表現しています

(社会福祉施設・団体担当)

「かながわの児童福祉施設で生活する発達障がいを疑われる子どもたちの調査」報告書頒布のご案内

県内の児童福祉施設で暮らす子どものうち、発達障がいを疑われる子どもの実態調査、子どものケアに対する、児童福祉施設現場での困難・戸惑いの実態をあらわすとともに、より良い支援の体制作りに向け、各自治体・関係機関への提言を含んだ内容となっています。

◇内容Ⅱ第一部「調査研究報告Ⅰ」、第二部「研修講義録（児童養護施設と学校の連携について）発達障がいを疑われる子どもの対応を巡って」

◇頒布価格Ⅱ500円

◇発行Ⅱ本会施設部会児童福祉施設協議会「発達障がい児についての調査研究委員会」

◇購入方法Ⅱ本会ホームページ（アドレス1面参照）より申込書をダウンロードし、FAXもしくはEメールにて申込。冊子受取り後、代金を振込（送料・送金手数料は購入者負担）。

◇問合せⅡ社会福祉施設・団体担当

☎045-311-1424

FAX 045-314-3472

E-mail sisetu@knsyk.jp

第3回福祉のつどい横浜2010

◇日時Ⅱ平成23年2月9日(水)9時

30分〜16時30分（入場は16時まで）
◇会場Ⅱ大和市保健福祉センター（小田急江ノ島線「鶴間」駅東口から徒歩約5分）

◇内容Ⅱ①福祉の職場就職支援ガイダンス（午前）、②福祉施設等就職相談会（午後）

◇参加方法Ⅱ直接ご来場ください（入場無料、履歴書不要）。

◇問合せⅡかながわ福祉人材センター ☎045-312-4816

社会福祉施設における危険予知活動実践セミナーのご案内

日々の業務について安全でわかりやすい方法を工夫して考えるミーティングのあり方を、実技主体で体験する危険予知訓練（KYT）のセミナーを開催します。

◇日時Ⅱ平成23年1月17日(月)13時〜17時（予定）

◇会場Ⅱ産業安全会館（東京都港区）

◇対象Ⅱ社会福祉施設の管理監督者等

◇定員Ⅱ60名

◇参加費Ⅱ一般9千円、中央労働災害防止協会賛助会員8千円

◇申込方法Ⅱホームページより申込書ダウンロードし、必要事項を記入の上、FAXにて申込

◇問合せ・申込先Ⅱ中央労働災害防止協会ゼロ災推進部

☎03-34452162 59

FAX 03-34453134 49
URL <http://www.jisha.or.jp/index.html>

寄附金品めぐりがつづいてきました

【一般寄附金】 協隆志

【交通遺児援護基金】 神奈川県設計協同組合連合会

【ともじび基金】 川崎鹿島田郵便局、神奈川県立川崎図書館、神奈川県民生委員児童委員協議会役員一同

（計三六九、三五八円）

【寄附物品】

ともじび展示コーナーO.B会、キャタピラージャパン株式会社

地域福祉（ともじび）推進助成金申請受付中！

15万円以下

12月未までの毎月（随時申請受付）

本会ともじび運動推進担当

☎045-312-1121（内線3201）まで、

お気軽にご相談ください！

地域密着型サービス外部評価受審事業所一覧

No.	事業所名	所在地
1	清徳会 グループホーム横浜	横浜市 神奈川区

本会地域密着型サービス外部評価事業として、平成21年12月に訪問調査を実施した1事業所の評価結果を公表しました。本会ホームページ（アドレス1面参照）、WAM-NET (<http://www.wam.go.jp>)等で公表しています。

— 社会福祉施設の設計監理 —

株式会社 安江設計研究所

東京都港区高輪 2-19-17-808
Tel 03(3449)1771(代) / Fax 03(3449)1772
E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp
URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください



お気軽に相談ください！

株式会社 **あんざい**

横浜市港南区下永谷 3-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail: anzai@p-anzai.jp



住民の集まる機会を作り、地域の力へ

上新地区社会福祉協議会（横浜市保土ヶ谷区）

横浜市保土ヶ谷区の北部にある上新地区は、上菅田町・新井町からなる人口二万二千五百五十人、高齢化率約二八%の地域で、縄文時代の貝塚など、古い史跡や豊かな緑に恵まれています。新興住宅地の開発が進む一方、二世帯（代）で住む方も多く、新旧の住宅地が混在しています。

みんなが集まれる機会を

上新地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」）では、「地域主体による地域の課題解決」に向け、住民が集まる機会を大切にしていきます。

また、保土ヶ谷区地域福祉保健計画「ほっとなまちづくり」、横浜市「身近な地域・元気づくり」のモデル地区に指定され、これまでに子どもや高齢者のみを対象とした活動だけでなく、「地域のみ

んなが集まる機会をつくり、地域を元気にしたい」という思いから、特に健康づくりに力を入れて活動しています。

地域の歴史を学びながら健康ウォーキング

地区社協では、平成十八年から仲間づくりの場、さらには一人暮らし高齢者の引きこもり防止、世代間交流の機会として、地域の名所・史跡を訪ね歩き、歴史を学びながら健康作りを目指す「健康ウォーキング」を行っています。

ウォーキングは毎月第三土曜日に開催し、午前中の二時間ほど、上新地区内だけでなく保土ヶ谷区内や区外にまで足を延ばしています。参加者は高齢者が多いもの、子ども連れの方もおり、毎回二十人ほど参加します。

気軽に参加できること、とにか

く継続することを大切にしています。また、地域の歴史を広く知ってもらうと、郷土に愛着を持つてもらおうと、区内の全世帯と学校に配布している歴史散策マップには、散策のモデルコースが紹介されており、ウォーキングにも活用されています。



地域の歴史が実感できる散策マップ

顔なじみが地域の力になる

平成二十年度からは、住民千人以上が参加する「上新地区福祉・健康まつり」を開催。ほかにも介護予防ダンス教室や四十年以上続く上新地区体育祭を行っています。「形はできてきたが、目標達成はまだまだ五〇%くらい。一人でも多くの人が行事に参加し、みんなが顔なじみになれば、それが地域の力になります」と役員の方々。「できることから少しずつ」の目標に向かって歩んでいます。

（市町村社協支援担当）

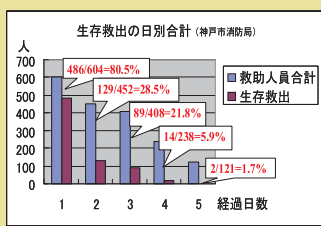
※本年度の県社会福祉大会にて、優良地区社協として表彰されました。

消防用設備等点検時には**無償**で点検推進指導員を派遣し、防火管理者の立会を支援いたします。

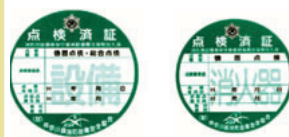
防火管理者の皆様へ

救出・救助は72時間以内が鍵（執筆）神奈川県温泉地学研究所 杉原英和次長

災害対策では、救出・救助は地震などの災害発生から72時間が鍵であると言われています。グラフは平成7年の阪神・淡路大震災時における神戸市消防局が生きたまま救出した方々の推移をあらわしています。このグラフでも分かるように72時間を超えると生存救命率は格段に落ち込みます。これは、生命の維持に必要な水分がなくなっていくことが一つの原因であるといわれています。災害時はこういった、建物などに閉じ込められて救出を待っている被災者の一刻も早い発見と救出が最優先な対策であることが分かります。



消防用設備の
安心を保障します



(財)神奈川県消防設備安全協会
TEL 045-201-1908